

つくば市生け垣設置奨励補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 生け垣設置奨励補助金(以下「補助金」という。)の交付については、つくば市補助金等交付適正化規則(昭和62年つくば市規則第15号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金交付の目的)

第2条 補助金は、生け垣の設置を奨励することにより、緑化の推進を図り、もって良好な景観形成の促進及び災害に強いまちづくりに寄与することを目的として交付する。

(用語の意義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生け垣 樹高のほぼ均一な樹木を列状に植え並べ、必要に応じ、竹、丸太その他の補助材料を用いた垣根をいう。
- (2) 建物敷地 一戸建ての住宅の在する土地をいう。
- (3) 接道部 道路(建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路をいう。)と建物敷地との境界に接した建物敷地の部分をいう。

(補助金の交付)

第4条 市長は、接道部に生け垣の設置を行う者に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 建物敷地を販売し、又は賃貸する目的で生け垣の設置を行う場合
- (2) 生け垣の設置が別表に掲げる基準に適合しない場合
- (3) 既にこの要綱に基づく補助金(過去に交付を受けた同様の補助金を含む。)の交付を受けた建物敷地において生け垣の設置を行う場合

2 前項本文の規定にかかわらず、市長は、建物敷地の地形的要因により接道部に生け垣を設置できない場合において、接道部以外の場所に生け垣を設置することが適当であると認めるときは、補助金を交付することができる。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象として市長が認める経費は、生け垣の設置に要する経費のうち樹木の購入費とする。

(補助金額)

第6条 補助金の額は、樹木の購入費の額(樹木1本当たりの購入費の額が3,000円を超える場合にあつては、1本当たり3,000円として算出した額)の2分の1とする。ただし、10万円を限度とし、補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

(平25告示196・一部改正)

(補助金の交付申請)

第7条 規則第4条第1項の補助金等交付申請書の様式は、様式第1号とする。

2 規則第4条第1項の所定の期日は、補助金の交付を受けようとする年度の2月15日とする。

3 第1項の申請書は、生け垣の設置工事に着手する前に市長に提出しなければならない。

4 規則第4条第2項第5号の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 付近見取図

(2) 生け垣を設置する予定の接道部の現況写真

(3) 生け垣設置計画図面

(4) 建築計画概要書の写し又はつくば市建築基準法に基づく道路の整備に関する指導要綱(平成9年つくば市告示第130号)第5条第1項に基づく門、塀等の建築届の写し(幅員4メートル未満の道路に面する場合に限る。)

(補助金の交付条件)

第8条 規則第6条第1項第5号の補助金等の交付の目的を達成するために必要と認められる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 生け垣の設置工事を完了した日から5年間は、当該生け垣の樹木を伐採し、移植し、又は撤去してはならないこと。
- (2) 生け垣の健全な育成を保つため、施肥、病害虫の駆除その他必要な措置を講ずること。
- (3) 交通及び他人の土地の障害とならないよう生け垣の整枝を適切に行うこと。
- (4) 補助事業は、補助金の交付の決定をした年度の末日までに完了しなければならないこと。
- (5) 次のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこと。
 - ア 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - イ 補助金を他の用途に使用したとき。
 - ウ 補助金交付の条件に違反したとき。
- (6) 前号の場合において既に交付した補助金があるときは、それを返還すること。
(決定の通知)

第9条 規則第7条の補助金等交付決定通知書の様式は、様式第2号とする。

2 市長は、補助金の交付をすることが不適當であると認めるときは、速やかにその旨を様式第3号により申請者に通知するものとする。

(補助事業の変更等)

第10条 規則第12条の2の補助事業等変更・中止・廃止申請書の様式は、様式第4号とする。

(補助事業の変更等の承認)

第11条 市長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、承認するときは様式第5号により、承認しないときは様式第6号により、申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、様式第7号とする。

2 規則第13条第1項の市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 生け垣の設置後の写真

(2) 樹木購入費に係る領収書の写し

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第13条 規則第14条の補助金等確定通知書の様式は、様式第8号とする。

(補助金の交付の請求)

第14条 規則第15条の2第2項の補助金等交付請求書の様式は、様式第9号とする。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成25年告示第196号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

生け垣の設置基準

生け垣の設置基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 生け垣の延長は、3メートル以上であること。
- (2) 植栽する樹木の樹高は、概ね90センチメートル以上であること。
- (3) 植栽する樹木の植栽本数は、1メートル当たり2本以上であること。
- (4) 接道部に盛土、石垣又は植栽柵（以下「盛土等」という。）を設け、その上に生け垣を設置する場合は、盛土等の高さが60センチメートル以下であること。
- (5) 生け垣とフェンスを併用する場合は、次の要件を満たすこと。
 - ア 生け垣は、道路側へ設置すること。
 - イ フェンスの構造は、地盤面からの高さが1メートル50センチメートル以下の鉄柵、金網等の透視可能なものであること。ただし、高さ60センチメートル以下の基礎部は、この限りでない。
- (6) 交通の支障又は隣地の迷惑とならない生け垣の設置であること。
- (7) 植栽する樹種は、地域の生態系に配慮し、他の樹木や農作物に悪影響を及ぼさないものであること。